



元少年に死刑

光市母子事件

最年少、2人殺害で

広島高裁 18歳「回避理由ない」

山口県光市で一九九九年(27)の差し戻し控訴審で、会社員、本村洋さん(32)の妻子が殺害された事件で、殺人や強姦致死などの罪に問われた元少

一カ月の被告に死刑を適用するかが焦点だったが、榎崎康英裁判長は「死刑を回避すべき理由にはならない」と指摘した。「永山基準」以降、犯行時十八歳一カ月は最年少で、未成年による二人殺害で死刑が確定した例はない。

「変遷があり、信用できない。死体所見とも整合しない」などとして退けた。乱暴目的でアパートの部屋を訪問して回ったことも認定した。さらに、殺害まで計画していなかったことや、犯行時の年齢について検討し、いずれも死刑回避の理由にはならないと結論付けた。

榎崎裁判長は主文を後回しにし、理由を朗読。殺意を否定した差し戻し審での元少年の新供述について「事実と違うのなら、起訴後六年半にわたり黙っていたのは自然で不合理だ」と指摘。その上で「甘えたいと抱きついた。想定外の反撃に無我夢中で首を押さえた」「泣きやんでほしい一心でひもで緩くしばった」とする妻子殺害の弁護側の主張について

一審山口地裁は、殺害まで計画していなかったことや年齢を考慮して無期懲役とし、広島高裁も支持。最高裁は二〇〇六年六月、これらは死刑回避の十分な理由ではないとして、特に酌量すべき事情がさらにあるか審理を尽くすよう求めた。差し戻し審で新たに弁護団が結成され、殺意を否定。劣悪な家庭環境で精神的に未成熟だったなどとも主張し、死刑回避を訴えた。検察側は「事実の捏造、歪曲で被害者を冒瀆している」とあらためて死刑を求めた。



広島高裁に入る被告の元少年を乗せたと思われる車両 22日午前9時51分

光市母子殺害事件の経過

1999年	山口県光市の本村洋さん方で妻弥生さんと長女夕夏ちゃんが殺害される
4月14日	県警が殺人容疑で18歳の少年を逮捕
6・11	殺人罪などで起訴
8・11	初公判で起訴事実を認める
2000・3・22	山口地裁が無期懲役の判決(求刑は死刑)
01・12・26	本村さんが控訴審公判で「君は万死に値する」と意見陳述
02・3・14	広島高裁が無期懲役の判決、検察側は後に上告
06・6・20	最高裁が二審判決を破棄、高裁に差し戻す判決
07・6・26-28	差し戻し控訴審で集中審理。殺意などを否認
9・20	本村さんが「命をもって罪を償わなければならない」と意見陳述
12・4	弁護側が最終弁論で死刑回避求め結審
08・4・22	差し戻し控訴審判決